



累動勞千業

國鐵千葉動力車勞動組合

〒260 千葉市中央区要町 2 番 8 号 (動力車会館)
電話 { (鉄電) 千葉 2935・2936 番
 (公) 043(222)7207 番

94.11.30 No. 4103

万全の12・3スト体制を! 千葉支社は誠意ある回答を示せ!

勤労千葉申第9号（申入書）に対する回答及び見解

平成6年11月28日
千葉支社

1 昨年7月以降、ダイヤ「改正」の度に強行されているローカル線の削減が、通勤・通学など地域の生活に重大な支障を与える状況にふまえ、次期ダイヤ改正において、この間の削減列車を復活させること。

なお、今後、地域の生活破壊に直結するような無謀な列車廃止は行なわないこと。

ダイヤ改正においては、列車のご利用状況を踏まえ、需要が見込まれる線区、時間帯への増発を行うとともに、ご利用の少ない列車を見直し、トータルとしてお客様へのサービス向上を図ってきたところである。

なお、今後についても、個々の列車のご利用状況、環境の変化等を把握したうえで、全体的な視点にたち、適時適切な商品設定を行っていく考えである。

2 11月2日の団体交渉において、255系列車の特急列車を館山及び勝浦運転区から京葉運輸区に移管した根拠について、「新型車両の投入が直前となり、ダイヤ改正までに訓練ができない。理由は訓練ができないこと、全くそれだけである。」とした経緯にふまえ、館山運転区及び勝浦運転区の全本線運転士を対象として、255系列車の訓練を今後速やかに実施すること。

255系電車の訓練については、列車体系、乗務員運用等を勘案し、今後検討していくことになる。

3 鎌山運転区及び勝浦運転区に各々1名の波動要員を配置すること。

波動対応については、これまでの臨時列車の運転実績を考慮すれば、会社提示の内容で対応可能であると考えている。

4 交番順序の差し替えや、携帯時刻表への交換列車・着発番線の記載要求など、本来であれば、「何ひとつ労資間の対立を生む要素のない要求まで、全く根拠も示さないまま一切拒否するような、団体交渉における不誠実な対応を速やかに改め、誠意をもって再回答を行うこと。

とくに、勝浦運転区のB 58-B 52の渡り時間については、会社側のミスによって時間が修正された結果、11月17日の訂正提案によって、労働時間Aを割り込んでしまっていることが明らかになった経緯にふまえB 58とB 59の差し替えを行なうこと。

団体交渉においては、誠意をもって対応していると認識している。

なお、勝浦運転区の行路及び交番については、就業規則等に基づき取り扱っており問題はないと考えているが、今後も在宅休養時間については、考慮していく考えである。

また、携帯時刻表については、運転に必要な情報は記載していると考えている。

5 7月20日の団体交渉において、「宮業・車掌は現在要員の余裕をもっているが、士職の要員は標準数の運用のなかで対応可能と考えており、連転士職に過員を置く考えはない」という理由をもって、宮業関係に配転されている労働千葉組合員の原職復帰要求を拒否したにもかかわらず、指揮員からJR総連組合員の士職登用を一方的に強行した経緯について、明確な説明を行なうとともに、速やかに、強制配転者を原職に復帰させる展望を明らかにすること。

また、現在ハンドル訓練を実施している運転士見習いについては、合格即全員登用というこの間の対応を改め、配転者：55～57種用予科生等之職格保有者からの登用を優先すること。

要旨については、必要以上の配慮をする者ははない。

また、運転士への發令については、任用の基準に基づき取り扱っているところである。

なお、現在研修を実施している運転士見習いについても、任用の基準に基づき取り扱うことになる。

動労千葉は、この間の一月二日
ダイ改をめぐる団交が、基本的
に全面対立となつてゐることに
踏まえ、一月二十五日、「一二
月ダイ改に関する緊急申し入れ
を千葉支社に提起した。

一月二八日、その提起に対
し、千葉支社において団交が開
催されたが、基本的に対立とい
う内容である。われわれは、こ
の千葉支社の不誠実な態度を断
じて許すことは出来ない。

今後、地域の生
活破壊に直結す

当千葉支社は、増減で▲八二

るような無謀な列車廢止は中止せよ！

○キロであるが、一方で通勤
・通学の混雑を緩和するため
に、増を行なつてゐる。列車
を切る所は、七〇キロ圏外だ
が、列車を切つてそのままに
するのではなく、外房で言え
ば、特急列車を普通列車に置
き換えてゐる。終電も切つた
ところは、途中の時間帯を少
しづつ繰り下げる。

環境の変化をよく見ながら
今後も実施していく。

今言つた回答で、「はいそ
うですか」と言う訳にはいか
ない。現在だつて二時間に一

交番順序の差し替え、携帯時刻表への交換列車、着発番線の記載など対立要素のない要求まで拒否する不誠実

本しか走つていらない所がある。JR社員だつてまともに通勤出来ない。ある町役場では、JRを利用しない決議をあげている。